

牛久市教育委員会 4月定例会会議録

1. 日 時 平成30年4月16日(月)午後1時30分
2. 場 所 市役所本庁舎 第3会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・後藤 雅宣・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子
4. 委員以外の出席者
 

教育部長		川井 聡
次長		杉本 和也
次長		飯野 喜行
教育総務課	課長	川真田 英行
指導課	課長	豊嶋 正臣
放課後対策課	課長	吉田 茂男
生涯学習課	課長	中野 祐則
スポーツ推進課	課長	齋藤 勇
国体推進課	課長	横田 武史
中央図書館	館長	関 達彦
教育総務課	課長補佐	山口 功
教育総務課	課長補佐	高野 裕行
指導課	課長補佐	山口 明
生涯学習課	課長補佐	山越 義弘
文化芸術課	課長	手賀 幸雄
文化芸術課	課長補佐	永沼 智子
スポーツ推進課	課長補佐	塚本 浩
スポーツ推進課	課長補佐	飯島 章友
国体推進課	課長補佐	高橋 頼輝
広報政策課	課長	本多 聡
5. 欠席者
 

教育総務課	学校建設対策監	佐藤 孝司
教育総務課	課長補佐	戸塚 美幸
教育総務課	課長補佐	森田 明
6. 会議録署名人 五十嵐 登喜子
7. 議 題
 

議案第32号	牛久市教育委員会広告掲載に関する規則の制定について
議案第33号	牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
議案第34号	岡田小学校における学校運営協議会の設置について
議案第35号	岡田小学校学校運営協議会委員の任命について
議案第36号	牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について
議案第37号	牛久市教育振興基本計画策定会議設置訓令について

議案第38号 平成30年度牛久市地域学校協働活動推進員の追加委嘱について

8. 報告事項
- 報告第11号 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について
  - 報告第12号 牛久市文化芸術振興審議会特別委員会規則の一部を改正する規則について
  - 報告第13号 専決第2号 学校運営協議会委員及びコミュニティスクール推進委員会委員の変更について
  - 報告第14号 牛久市青少年相談員連絡会相談員の委嘱について

教育総務課長	<p>出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。</p> <p>教育委員会職員 自己紹介 (教育部長 外21名)</p>
教育長	<p>新しい課長さん、それから職員の方々も入りまして平成30年度、また新たにスタートしていきたいと思います。今年は教育振興基本計画というのでも策定する予定でありますので、教育委員会全体の大きな枠組みをつくっていききたいと思っています。よろしくお願いします。</p> <p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 五十嵐 登喜子 委員を指名する。</p>
教育長	<p>それでは、議案第32号「牛久市教育委員会広告掲載に関する規則の制定について」及び議案第33号「牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」、関連する議案ですので事務局より一括して説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課です。</p> <p>議案第32号、牛久市教育委員会広告掲載に関する規則の制定についてご説明させていただきます。</p> <p>当該規則につきましては、市長部局で市の広報物、ホームページ、施設等への広報掲載をうたった規則を制定いたしまして、教育委員会側でも同様の扱いをするためにこの規則を制定するものでございます。細部につきましては、先ほどご紹介しましたように広報政策課で作り込んでいただいているというこ</p>

とで、本日説明補助員として広報政策課本多課長に同席いただいております。

まず、規則をごらんください。本規則の趣旨と目的ですが、教育委員会の資産等を広告媒体として活用いたしまして、市の新たな財源を確保し、経費縮減でもって市民サービスの向上並びに地域経済の活性化を図るというあたりを目的としております。

広報を載せる媒体といたしましては、第3条にございます。まず、教育委員会が作成する印刷物。教育委員会が管理するホームページ等のウェブ上のページ。教育委員会の施設。ただ、その広告ということ考えた場合に、教育委員会の施設であっても小中学校関係並びに公立幼稚園関係、並びにきぼうの広場については除外という形にしております。それらを除く施設の部分で該当させるという形で考えております。その他教育委員会が広告掲載するのを適当と認めるものが対象となってまいります。

第4条には、広告を掲載することができない業種、事業者ということっております。法令等で許可が必要なのにその許可を受けることなく行っている事業者。また、行政機関からの行政指導を受けているにもかかわらず改善がされていない業者。3番目としまして、滞納している業者。4番目といたしまして風営法違反に該当する業種の業者。5番目といたしまして、暴力団排除条例におきまして規定する暴力団並びに法人その他の団体でその役員が暴力団員等の団体、暴力団等の事業者、さらに暴力団員等が支配的な影響力を有する事業者、さらに暴力団の維持運営に協力もしくは関与している事業者。6点目といたしまして、民事再生法、会社更生法、破産法等において手続中の業者。手続を受けて完了していない事業者というところが入ってまいります。そのほか7点目といたしまして不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者。8点目といたしましてインターネット異性紹介事業。9点目といたしまして特定商取引に関する法律に規定する連鎖販売業。その他ということで教育委員会資産に広告を掲載する業種または事業者として不相当であると教育委員会が認めるものということで10項目を定めております。

次に、第5条で広告の種類及び範囲ですが、ここでは広告を掲載しないものを定めております。1点目といたしまして法令違反。2点目といたしまして公序良俗に反するもの。3点目といたしまして人権侵害。4番目政治性のあるもの。5点目宗教団体の布教活動。6点目社会問題に対する主義主張。7点目は個人または法人の名刺広告。8点目は美観風致を害するおそれのあるもの。9点目、公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの。10点目といたしましてその他不相当と教育委員会が認めるものというあたりを定めてございます。

広告掲載の募集については、第6条でそれぞれの媒体ごとに教育委員会がその都度定めるということになっております。

8条についてです。広告の規格等についてですが、これについては教育委員会が別に定めるという形になっております。別にといいのは、実際公示する際に定めるという意味でございます。

広告の手續等につきましても、9条の第4項で募集方法、申し込み方法、選定方法並びに優先順位、当該広告を掲載する広告媒体ごと、その性質に応じて教育委員会が別に定める。これも公示で定めるという意味合いでございます。

掲載料についても1項1号で教育委員会が別に定めると。全て1件の審査ごとに条件を定めるという意味でございます。

11条、広告審査委員会。ここの部分が効果に絡む部分でありまして、教育委員会に広告審査委員会を置くということになっておりますが、広告審査委員会につきましては、

市長公室長、広報政策課長、政策企画課長、総務課長、契約検査課長及び商工観光課長並びに主管、広告掲載、広告媒体を主管する部課長等で組織するということになっておりまして、その委員長、副委員長も委員長に市長公室長、副委員長に広報政策課長をもって充てるという形で、こちらは実質的に市長部局で回していただくような規定となっております。庶務も広報担当課において処理する、現在でいきますと広報政策課という形になってまいります。

その後ろは、広告掲載の取り消し及び広告掲載の中止等に係る規定を定めた部分でございます。

以上、規則については基本的に市長部局にて掲げたものを教育委員会にあわせて書きかえているというところでございます。審査機関は市長部局でやっていただく。ただ学校教育関係、幼稚園、きぼうの広場については掲載できない施設ということで定めさせていただいているという状況であります。

続きまして、議案第33号、牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

まず1枚目です。これについては小中学校及び幼稚園の施設の整備、修繕、管理に関する事、並びに国県補助金の申請その他報告について、建設部長、建設部次長及び建設部施設整備課の職員に補助執行をさせるという規定を削除させていただきました。次に2枚目をご覧ください。牛久市教育委員会広告審査委員会の庶務に関する事。これについては市長公室長及び市長公室広報政策課の職員に補助執行させるという規則の欄を加えました。以上2点が補助執行の規定の改定でございます。

以上、説明を終わります。

教育長

説明を終わりましたが、質問等ありますでしょうか。

後藤委員

規則の3枚目のところで第5条、(9)に「公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの」と書いてあります。公衆に不快の念を与えるおそれというのは、判断が物すごく難しいところだと思うんですが、それに該当するようなものについては広報審査委員会で協議をするというようなイメージでいいんでしょうか。

教育総務課長	この内容に該当するかどうかという点についても審査委員会で議論します。
後藤委員	はい。わかりました。ありがとうございました。
石井委員	実際の運用面についてお伺いしたいんですけども、審査委員会で通ったものが最終的に教育委員会として許認可をする形になりますが、その場合にはこちらに議案として上程されるということですか。
教育長	つまり全てを、もう教育委員会を通さないで、向こうの部局で審査委員会で審査してしまったら、もうそのままどんどん出ていってしまって、教育委員会には報告なり戻すことはしないのですかということなんです。
教育総務課長	広報政策課で標準フローについて考えていただいている中では、教育委員会にかからないで認可される形になっているんですが、そこは1つ教育委員会というのを手続として入れる形にいたします。
教育長	報告みたいな形ということ。
教育総務課長	そうですね、はい。審査は基本的に終わっておりますので、終わったものを出す前に報告というような形で。
教育長	そうですね。そうしないと知らないところで審査されて知らないところで出ていってしまっているような状況になりますよね。
広報政策課長	基本的には、審査委員会に諮ったときに教育委員会に諮るという手続は想定はしていませんでした。9条の3項では、実際にはその媒体を管理している課のほうで審査委員会から意見をもらったものを判断して可否を決定するという形になります。これは教育委員会と名前がついていますが、実際にはその媒体を管理する課のほうで判断するのが手続上の話になります。
教育部長	それは、そうするとこの条文で、「教育委員会は」と主語をつけているんだから、「所管課は」にしないと今の説明はつじつまが合わない。
教育長	「広告審査委員会は」みたいにしないとということかな。3番目の一番の主語です。
教育部長	教育委員会というのは、事務局じゃないから。この5名の委員さんを指して教育委員会。で、今課長が言っているのは、その事務局としての各課の話をしているのであって、全く意味が違う話だから、そこは広報政策課の考えとしてどういうことなのかをはっきりさせないと、ここの主語が変わってくる。

杉本教育次長	この条文でいくと、教育委員会は可否を決定する、そうなるのでね。あくまで教育委員会のこれは議案になる話です。
広報政策課長	教育長のほうが事務をやるという規定があったと思うんですが、教育委員会の規定、事務をするのがこれだけのものということで上がっていて、それ以外のものは教育長がという規則が。
教育部長	教育長に対する事務委任規則ね。
杉本教育次長	それに合致すれば教育長が専決できるけれども、そうでなければ全部教育委員会と。
広報政策課長	ここで言っている教育委員会というのはその教育長を、ということで出していて、実際には各課の所管課がという運用の仕方になるかと思うんですが。
教育長	教育長が専決できるものだったら、「教育長は」のほうがいいんでしょうかね。
教育部長	いや、それは別に教育委員会でもいいんですけども、ただそれが教育委員会の事務としてやるものか、それとも教育委員会が教育長に委任する事務の中にこの事務処理が入るのかということです。 今本多課長の言う内容としては、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の中にこの広告に関する規定がないので、これは教育長が決裁できる事務ということになるので、教育委員会の議決がなくても教育長の決裁で実施できるという、そういう内容になります。
杉本教育次長	ただし、運用として、それをやったことを報告することはない。
教育長	でもこれは、当該広告掲載の可否を決定するのが教育委員会ですか
教育部長	結果的には教育委員会が決定をする。ただし、決裁は議決をして決定するのではなくて、教育長の決裁をもって決定できるということです。
教育長	そうすると広告審査委員会の上にあるという形ですか。
教育部長	そうです。最終決裁は教育長。
教育長	ということは、広告審査委員会から戻ってくるということですか。
教育部長	戻ってくるということですね。

杉本教育次長	事務委任規則で教育委員会から教育長に事務を委任されているんです。教育委員会から教育長に。
教育長	それで、広告審査委員会に出しました。でもそこで決まってもまた戻してこちらで可否を決定できるという話。
杉本教育次長	教育長決裁がないとだめになります。
教育長	なっちゃうよね。
杉本教育次長	あくまでも広告審査会は意見であって、決定ではないということです。
教育長	そうですか。もう向こうでどんどん決めて向こうでどんどん出しているわけではないということですね。
教育部長	じゃないです。はい。ですから市長部局だと結局今のことを同じように市長が決裁をして、もしくは副市長が決裁をして了解を得られるという形。
杉本教育次長	審査委員会を経てもその後市長の決裁を受けるという。それと同じです。
芦田委員	報告だけ受ける。
杉本教育次長	そうです、はい。
芦田委員	素通りではなくという。私たちも確認はできるという形。
杉本教育次長	はい。
教育長	わかりました。要するに広告審査委員会からまた戻ってきて、私が決裁をして初めてオーケーという形になるということですね。
	議案第32号、議案第33号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	続いて、議案第34号「岡田小学校における学校運営協議会の設置について」、議案第35号「岡田小学校学校運営協議会委員の任命について」及び議案第36号「牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」、関連する議案ですので事務局より一括して説明をお願いします。

放課後対策課長	<p>議案第34号、35号及び36号は、岡田小学校における学校運営協議会の設置に関する事案についてであります。</p> <p>まず、34号ですが、岡田小学校における学校運営協議会の設置についてでありまして、まず岡田小学校におきましては、昨年平成29年8月にコミュニティスクール推進委員会が立ち上がりまして、研修会を含め5回の推進委員会が開催されてきました。その中で、コミュニティスクールについての理解の促進と導入後の方向性等について広く議論がなされてきたところです。その中、先月3月20日に開催されました会議におきまして、30年5月1日からのコミュニティスクール設置が合意されまして、今回学校長名で設置に関する申請が提出されましたので、教育委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>続きまして、議案第35号は、議案第34号の学校運営協議会設置に際しての委員の任命についてであります。5月5日からの設置に伴いまして、平成30年5月1日から平成31年4月30日までの1年間を任期とする委員の任命を行うものでありまして、学識経験者が2名、地域住民代表の方が8名、保護者代表の方が4名、教職員3名及び地域学校協働活動推進委員2名の計19名の任命について委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>続きまして、議案第36号ですが、こちらはこの岡田小学校の学校運営協議会の設置に伴いまして、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてでありまして、第3条第1項に第4号として牛久市立岡田小学校との記述を追加するものであります。岡田小学校の学校運営協議会の設置にあわせまして平成30年5月1日からの施行を行おうとするものであります。</p> <p>以上3件について委員会の同意を求めます。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。質問などありましたらお願いいたします。確認ですが、コミュニティスクールのスタートはこれで3つ目でしょうか。</p>
放課後対策課長	<p>おくのキャンパスが牛久二中と奥野小と一応2つの学校ということになりますので、それが昨年の3月1日。それからこの4月1日から牛久一中がコミュニティスクールになりました。今回の岡田小学校で4校目になります。</p>
教育長	<p>4校目ね。ありがとうございます。</p> <p>今後の予定はあるんですか、もうわかっている予定がありましたらお願いします。</p>
放課後対策課長	<p>現在の推進委員会におきましては、一応全ての学校で協議が始まっておりますが、その中で神谷小学校のほうは7月1日にコミュニティスクールに移行しようということで委員の皆さんの合意を得ております。推進委員会そのものは</p>



<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>もう一回くらい開きまして、いろいろなことをもう一度準備をして7月1日というスケジュールでいきたいというようなご意向を伺っておりますので、正式には議案としましては遅くとも6月の定例会に提出していきたいと思っております。その他の学校につきましては今のところ未定でございます。ただ、方針としましては前にも述べましたとおり今年度中、来年の3月末までに全ての小中学校で導入しようということで、各学校とも順調に進んでいるところでございます。以上でございます。</p> <p>議案第34号、議案第35号、議案第36号について出席委員全員の賛成を得る。</p> <p>続いて、議案第37号「牛久市教育振興基本計画策定会議設置訓令について」、事務局より説明をお願いします。教育総務課長、お願いします。</p> <p>議案第37号、牛久市教育振興基本計画策定会議設置訓令についてご説明申し上げます。</p> <p>先ほど、教育長のご挨拶でもありましたとおり、本年度におきましては長年の課題となっておりました牛久市教育振興基本計画の策定を行います。策定を行うに当たっての組織についてこの訓令で定めさせていただきます。</p> <p>1枚めぐりまして、第1条。会議は牛久市教育振興基本計画策定会議といたします。会議の所掌事項といたしまして素案の作成、資料の収集、調査及び研究、その他教育長から指示を受けた事項に関する事といたしまして3点を掲げております。</p> <p>組織といたしましては、教育委員会次長2名及び教育委員会内の全ての課長を会議の構成員としております。</p> <p>会議にリーダーとサブリーダー、1名ずつを置く形としておりまして、リーダーを教育委員会次長、教育総務課担当、杉本次長になります。サブリーダーはリーダーが指名という形をとらせていただきます。</p> <p>任期といたしまして教育振興基本計画の策定または改定が終了するまでということで、今回の計画の終了までということで考えております。</p> <p>会議は、適宜リーダーが招集いたしまして、その会議で話し合われた内容については経過をリーダーが教育委員会の定例会もしくは臨時会があった際に報告しながら策定を行っていくということで考えております。</p> <p>以上が組織について定めたものですが、今年度予算としては委託料として200万円計上しております。これで全ての計画をできるほどの金額ではございませんので、基本的にコンサルを入れますが、骨組みと中のデザイン的なものをお願いしまして、内容についてはこちらの策定会議のメンバーで行うと。また、スケジュールについては業者が決まった際、なるべく早目にスタートいたしまして、できれば上半期で仕上げまして、予算要求時期並びに組織の改編等</p>
--------------------------	--

	<p>の異動をする時期に間に合わせたいということで、秋ごろまでには上げたいと考えております。</p> <p>また、今回の策定に当たっては、アンケートについては行いませんが、パブリックコメントをやっていきたいと考えております。さらに、基本計画を策定後にまだ策定されていない教育大綱もこちらからつなげて策定していきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>何か質問ありましたらお願いします</p> <p>私から1ついいですか。近隣の振興計画もこういったメンバーで進んでいるんでしょうか。確認はとっていないですか。</p>
教育総務課長	<p>外部委員を入れる場合もありますし、仮に委員会とワーキングという形の構成にすれば、このメンバーはワーキング的なメンバーになっているかと思うんですが、牛久の今回のケースについては、外部委員を入れた委員会までは設けずに内部のメンバーで知恵を出し合って速やかにつくりたいというふうに考えております。</p>
教育長	<p>近隣市町村を見ると現場の校長とか教頭とかっていうのが入っているところが結構あるんですが、それは外部と見ますか、内部と見ますか。それはこちらの課長で代理しているという感じで考えていきますか。</p>
教育総務課長	<p>6条の2項のところの関係する職員の出席を求めることができるという文面だけ入れておりますので、このメンバーを基本にして、あと必要に応じてその時々議論で意見を聞きたい方を呼び寄せるという考えでおります。</p>
後藤委員	<p>この振興基本計画というものがどういうものなのか具体的に頭でイメージできないのですが、教育理念的な部分ではなくて行政的な部分で何かを決めていくものというそのイメージなんですか。</p>
教育総務課長	<p>そうですね、もちろん基本計画ですので、その理念的なものももちろん多少入るかと思うんですが、教育委員会なり全般にわたっての総合計画の教育部分なので、さらに細分化した計画、柱を立ててそれぞれの目標、目的等を掲げた上で、さらに下位の計画につながるというような形になってくる。ただ、もちろん理念的なものも入ってくるかと思いますが、教育分野におけるさまざまな分野の柱立てを行って、目的、目標を定めてというような形、示したものになる。当然組織も含まれますし、そういったもののスケジュール的なものも含まれると思うんですが、その基本計画という中でどこまで細かいところまで入るかというのはまだ検討しておりませんが。そのあたりはコンサルを入れた中</p>

	<p>である程度かじ取りをしていただいて、やっていけるかなというふうに考えております。</p>
後藤委員	<p>例えば5年先、10年先の地域であったり国であったりというのは、どんなふうに変容していくかなんていうことを研究している教育学者なんかいっぱいいるわけですが、そういう人たちの知恵を借りずに行政の中だけで決められるような内容のものであればいいんですけども、何か知恵を借りたほうが5年、10年先に実のあるいいものができるのであれば、そういう方を呼べるような何か形にしておいたほうがいいのかなと思ってしまったものですから、はい。</p>
教育総務課長	<p>この策定の会議の限られたエリアの中だけではその外部の有識者の招致というのは全く除外していたものですから、この規定の範囲外で個別に定めて、その謝礼等も含めた中で、そういった場合はやる必要があるのかなというふうには考えております。今回選択したのはそれぞれ個々に、教育総務は別として、個別の計画がある程度固まっている計画を持っているという状況の中での基本計画の策定というところなので、その個別の計画、知識を持ち寄って各課長で議論して固めていく。さらに総合計画との整合性をとるために、ある程度柱立てを行っていただくのにコンサル業者にも入ってもらって整理したほうが、整然と行くのかなという考え方で考えました。その外部の部分の知識が必要な場合は、この会議の訓令とは別に別決済で謝礼等を設けて呼び寄せるということで考えております。</p>
石井委員	<p>今お話を受けまして、例えば第6条の第3項で各定例会もしくは臨時会で報告をするというようなことになっていますが、この委員会において報告を受けて今お話のように外部の意見を聞いたほうが良いというような意見があれば、また別個、それぞれ個別の予算を組んでお呼びして意見を聞いて、またそれを策定会議に戻すというような形で、そんな考え方でよろしいでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>はい。今石井委員のおっしゃられたようにこちらで報告した際にまたご意見いただいて、それに基づいて手法も若干変更するという事も考えられるかと思えます。</p>
教育長	<p>ほかにございますか。 これは基本的に5年くらいで見直すんですけど。</p>
教育総務課長	<p>5年くらいです。</p>
教育長	<p>それは規定していないんですね。</p>

教育総務課長	<p>はい。今回のメンバーのその終わりというのは、この基本計画を策定するまでということの任期の規定です。</p>
教育長	<p>芦田委員、五十嵐委員、よろしいでしょうか。</p> <p>議案第37号について出席委員全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第38号「平成30年度牛久市地域学校協働活動推進員の追加委嘱について」、事務局よりお願いします。</p>
放課後対策課長	<p>議案第38号は、平成30年度における牛久市地域学校協働活動推進員について、2名の方を追加委嘱するものです。30年度の推進員につきましては、先月の定例会で23名の方の委嘱を決定させていただきましたが、今回、奥野小学校及び岡田小学校を担当する方をそれぞれ1名ずつ追加したいと考えております。</p> <p>まず、奥野小学校の追加の1名についてですが、昨年から引き続き委嘱しました推進員の中に奥野小学校の保護者の方がいなくなったことから、円滑な活動の推進を維持するためにぜひ保護者の立場を兼ねて活動していただきたい人材を確保したいという校長先生のご意向がございまして、学校長の推薦を受けた奥野小学校PTA本部役員であります秋葉さんを追加委嘱するものであります。</p> <p>また、岡田小学校の1名の追加委嘱につきましては、5月1日からのコミュニティスクール設置を控えまして、地域学校協働活動の推進を図るために岡田小学校地区社会福祉協議会で子育て支援担当をされている佐藤さんを追加委嘱するものです。</p> <p>なお、この追加委嘱によりまして各学校別の推進員の委嘱数は「参考」の下表のような人数になります。ごらんいただければわかるようにひたち野うしく小学校や下根中学校での委嘱数が少ない状況です。人数が多ければいいというものではありませんが、今後活動の活性化を図ろうとする際に推進員の数が少ないことで負担が多くなり過ぎることは、事業推進の阻害要因にもなりますので、それぞれの校長先生や現在委嘱させていただいております推進員の方々とも相談の上、適正な人材の確保を図っていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。</p> <p>具体的に推進員の活動というのをもう一度確認したいんですが、具体的にはどんな活動をするのかというのをもう一度確認をお願いします。</p>
放課後対策課長	<p>推進員の活動内容につきましては、先月、推進員の設置要綱を制定させてい</p>

	<p>ただきまして、その中で規定させていただきましたが、まず第1番目には学校支援のボランティアの依頼をしたりとか、学校支援ボランティアと学校間の連絡調整ということが1つの大きな役目になります。</p> <p>そのほかには、今後地域学校協働活動が深まっていくためには地域と学校が交流を深めるためのイベント等の企画や運営に関する活動や、それから地域間の状況を学校に伝えるような活動も期待されているところです。</p> <p>また、小学校におきましてはうしく土曜カップ塾の企画運営を小学校の場合には行っていただいております。そのほかにも地域活動や家庭教育環境への協力や支援なども推進員の活動の1つというふうに規則上でなっておりますので、今のところ土曜日の活動を中心に始めたものですからどうしてもその比重が大きいのですが、コミュニティスクールが設置され、地域学校協働活動が活発になればなるほど、この推進員さんたちの活躍の場が広がっていくと。だんだん広げていきたいということで学校側とも協議しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>議案第38号について出席委員全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、報告になります。報告第11号「牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について」及び報告第12号「牛久市文化芸術振興審議会特別委員会規則の一部を改正する規則について」、事務局より一括して説明をお願いします。</p>
文化芸術課長	<p>それでは、報告第11号並びに第12号ということでご説明させていただきます。</p> <p>これは、昨年、条例の上位法であります文化芸術振興基本法が昨年改正されておりました。趣旨としましては、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、その他福祉や教育などさまざまな分野の施策に文化芸術を取り込んでいくということで改正になっております。</p> <p>改正の概要としましては、法の名前が「文化芸術基本法」に改められまして、前文とか目的については趣旨にのっとった文言の整理がされております。さらに、内容につきましても文化芸術推進基本計画の策定の努力義務化について規定され、それから基本的な各施策に具体的な例示が追加されております。それから、文化芸術の推進に係る体制の整備などについても新たに規定をされたところでございます。</p> <p>これを受けまして、当法に基づき制定されました牛久市文化芸術振興条例についても所要の改正を行いました。</p> <p>改正の内容につきましては、条例の題名を牛久市文化芸術条例に改正をし、法の題名を引用している箇所を改め、条例中に使用されている「振興」の語句について法の趣旨にのっとり必要箇所を改正いたしました。これは後ろに出て</p>

	<p>おります対照表を見ていただければと思います。</p> <p>続きまして、報告第12号のほうにつきましても条例の改正に基づきまして引用の箇所を別紙の対照表のとおり直させていただいております。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
教育長	<p>はい。これについてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告第13号「専決第2号 学校運営協議会委員及びコミュニティスクール推進委員会委員の変更について」、事務局よりお願いします。</p>
放課後対策課長	<p>報告第13号ですが、こちらは現在設置してあります学校運営協議会及びコミュニティスクール推進委員会の委員の中で、30年4月1日付で教職員の人事異動がありましたので、教職員より選出されております委員につきましては、教育長に専決処分をいただきまして、後任の先生方をお願いしてございます。その点を報告させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>教員の異動による変更ですね。はい、ご苦労さまです。</p> <p>次に、報告第14号「牛久市青少年相談員連絡会相談員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>それでは、報告第14号、牛久市青少年相談員連絡会相談員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>本年4月1日より青少年相談員事業が市長部局から教育委員会部局に移管されたことにより、青少年相談員を牛久市教育委員会が委嘱するものであります。</p> <p>青少年相談員についてであります。非常勤特別職であり、報酬は年額2万2,000円となっております。少年相談員は、中学校区でそれぞれ6名、全体で30名となりますが、今回委嘱する方は別紙名簿のとおり、全体で28名となっております。</p> <p>業務内容ですが、毎月1回、各地区で車両によるパトロールを午後5時ころから1時間、また年末年始のパトロールを実施しております。かつば祭りにおきましても2日間ほどパトロールを実施しております。11月に各中学校区で1店舗を選定し、青少年に有害なものの販売状況やお店に出入りする青少年の利用状況等を調査しております。その他、街頭キャンペーンを牛久駅、ひたち野うしく駅で年2回実施しており、広報うしくに青少年だよりを掲載しております。また、関係機関が開催します各種の保健集会や視察研修に参加しております。</p>

<p>教育長</p>	<p>以上、報告いたします。</p> <p>ということで、青少年相談員連絡会が生涯学習課に、教育委員会の管轄になりましたのでよろしくお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>続いて、各課からの連絡をお願いします。</p> <p>(各課連絡)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、以上で4月定例会を終了いたします。</p> <p>次回定例会は5月21日、市役所分庁舎第2会議室、午後1時半ですのでよろしくお願いします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>